中国における侵害警告の実務 ~警告により損害賠償を命じられた事例~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第40回)

石家庄双環自動車株式有限公司 上訴人(原審原告)

本田技研工業株式会社 被上訴人 (原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国において模造品を発見した場合、通常警告書を送付することなく直接特許権侵害訴訟を人民法院に提起することが一般的である。警告により相手方製品の入手が困難となること、また、警告しても無視されることが多いからである。

本事件では日本企業である特許権者が中国の製造業者に繰り返し警告書を送付したほか、製造業者への警告後、販売業者にまで範囲を拡大して警告書を送付したところ、製造業者から当該警告行為について損害賠償請求がなされた。

最高人民法院は、警告行為は特許権者の権利行使の一環として認められている行為と認めながら、一部の警告行為については権利の濫用があったとして特許権者に1,600万元(約2億4千万円)の損害賠償を命じる判決をなした 1 。

2. 背景

(1) 特許の内容

本田技研工業株式会社(以下、特許権者)は、「自動車」と称する外観設計特許第01319523.9 (523 特許)を所有している。523特許は2001年5月30日に出願され、2002年2月13日に公告された。523特許はSUV (sport-utility vehicle、スポーツ用多目的車)タイプの外観設計であり、下記図に示す通りである。

¹ 最高人民法院2015年12月8日判決 (2014) 民三終字第7号